

神戸市地域公共交通活性化協議会設置規則をここに公布する。

平成28年 3 月 31 日

神戸市長 久元 喜造

神戸市規則第62号

神戸市地域公共交通活性化協議会設置規則

(設置)

第1条 執行機関の附属機関に関する条例（昭和31年11月条例第36号）第1条第2項の規定に基づき，地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）第6条第1項に規定する協議会として，神戸市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 協議会は，委員40人以内で組織する。

2 協議会に，特別の事項を調査協議させるため必要があるときは，臨時委員を置くことができる。

3 委員及び臨時委員は，次に掲げる者のうちから，市長が委嘱し，又は任命する。

(1) 学識経験を有する者

(2) 市民

(3) 法第2条第2号に規定する公共交通事業者等の代表者等

(4) 各種団体の代表者等

(5) 関係行政機関の職員

(6) 市職員

(7) 前各号に掲げる者のほか，市長が特に必要があると認める者

(任期)

第3条 委員の任期は，平成30年3月31日までとする。

2 臨時委員は，その者の委嘱又は任命に係る当該特別の事項に関する調査協議が終了したときは，解嘱され，又は解任されるものとする。

(会長)

第4条 協議会に会長を置き，委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(部会)

第5条 協議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び臨時委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により選任する。

4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

6 協議会は、その定めるところにより、部会の議決をもって協議会の議決とすることができる。

(議事)

第6条 協議会は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 協議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

3 協議会の議事は、委員及び議事に関係のある臨時委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 前3項の規定は、部会の議事に準用する。

(意見の聴取等に関する協力の要請)

第7条 協議会及び部会は、必要があると認めるときは、第三者の出席及び意見の聴取並びに第三者からの資料の提出に関し、協力を要請するものとする。

(会議の公開等)

第8条 協議会の会議は、公開する。ただし、委員の発議により、委員及び議事に関係のある臨時委員で会議に出席したものの過半数で議決したときは、この限りでない。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、住宅都市局において処理する。

(施行細目の委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、議事の手続その他協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(失効)

2 この規則は、平成30年3月31日限り、その効力を失う。